

市第64号議案

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年12月7日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を削る。

第2条第6号中「職員のほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親である者に限る。）が3

月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）

第5条第1号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第5条の2の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改め、同条を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第5条の2 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

第6条の前の見出しを削り、同条及び第7条を次のように改める。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び職務に復帰した日後における最初の当該職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）

第7条 横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）第

4条第1項第7号及び第8条の2第1項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第4条第1項第7号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての横浜市退職手当条例第4条第1項第7号の規定の適用については、同号中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

第7条の次に次の9条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第7条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をする

ことにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第7条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第7条の6第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第7条の6第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了

後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親である者に限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第7条の4 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項の規定の適用を受ける職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）で、公営企業管理者が定めるものを含む。） 次に掲げる勤務の形態

ア 日曜日及び土曜日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない日以外の日において1日につき4時間勤務すること。

イ 日曜日及び土曜日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない

い日以外の日において1日につき4時間45分勤務すること。

ウ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち2日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき4時間勤務すること。

(2) 勤務時間条例第3条第4項の規定の適用を受ける職員（企業職員で、公営企業管理者が定めるものを含む。） 次に掲げる勤務の形態

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を勤務を要しない日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、23時間15分又は23時間45分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を勤務を要しない日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、23時間15分又は23時間45分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第7条の5 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第7条の6 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとする事  
と。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとする事  
。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第7条の7 横浜市退職手当条例第4条第1項第7号及び第8条の2第1項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第4条第1項第7号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての横浜市退職手当条例第4条第1項第7号の規定の適用については、同号中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する横浜市退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第7条の8 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（

育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第7条の9 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、当該職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第7条の10 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第8条第3号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(部分休業の承認)」を付し、同条中「、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削る。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付する。

第11条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条中「第5条」を「第7条の6」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の次に9条を加える改正規定及び第8条第1号の次に1号を加える改正規定並びに附則第5項から第10項まで及び第11項（横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年4月横浜市条例第27号）第15条第2項の改正規定を除く。）の規定は、平成20年4月1日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市職員の育児休業等に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、平成19年8月1日後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、同日以前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 平成19年8月1日において現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合における新条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。

（育児短時間勤務の承認等に係る準備行為）

- 4 新条例第7条の5の規定による承認の請求その他の附則第1項ただし書に規定する規定の施行のために必要な準備行為は、同項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

(横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「法第28条の5第1項」を「再任用職員のうち法第28条の5第1項」に、「(昭和26年12月横浜市条例第61号)」を「(昭和26年12月横浜市条例第61号。以下「勤務時間条例」という。)」に、「再任用短時間勤務職員以外」を「同条第3項及び第4項に規定する職員以外」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料)

第6条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により任命権者が定める当該育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間を、同条第1項の規定により任命権者が定める同条第3項及び第4項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 前条第2項の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により採用された法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月

額について準用する。

第14条第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」を加え、「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第20条の8の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

6 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和31年12月横浜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等についての特例)

第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)についての第2条第1項及び第3項(第3条第3項において準用する場合を含む。)並びに第3条第1項の規定の適用については、第2条第1項中「給料」とあるのは「給料の月額を横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例(昭和26年12月横浜市条例第61号)第2条第4項の規定により任命権者が定めるその者の1週間当たりの勤務時間を、同条第1項の規定により任命権者が定める同条第3項及び第4項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額」とし、同条

第3項中「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」とし、第3条第1項中「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

(横浜市退職手当条例の一部改正)

- 7 横浜市退職手当条例(昭和24年8月横浜市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「第2項」の次に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項」を加える。

(横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

- 8 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例(昭和26年12月横浜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、当該短時間勤務の内容。以下同じ。)に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「短時間

勤務職員」に、「ことができる」を「ことができるものとし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けるものとする」に改める。

(横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正)

- 9 横浜市一般職職員の休暇に関する条例(平成4年3月横浜市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)」を加える。

(横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 10 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年12月横浜市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等についての特例)

第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)についての第4条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「決定

する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第2条第4項の規定により任命権者が定めるその者の1週間当たりの勤務時間を、同条第1項の規定により任命権者が定める同条第3項及び第4項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする」とし、同条第3項中「相当する額と」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と」とする。

（横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

11 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第15条の4中「（平成3年法律第110号）」を「（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第18条第1項中「第4条の3」の次に「、第4条の4」を、「職員」の次に「及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

### 提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度を導入するとともに、関係規定の整備を図るため、横

浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので提案する。